

でんさいライト利用規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この利用規定は、お客さまが、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます。）を電子債権記録機関とする電子記録債権（以下「でんさい」といいます。）について、でんさいネットが提供するサービスである「でんさいライト」を利用するために、株式会社三菱 UFJ 銀行（以下「当行」といいます。）を經由して申し込むとともに、当行が提供するサービスを利用するに際して、当行とお客さまとの間で必要となる事項を定めることを目的とします。

(用語)

第2条 この利用規定において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「法」とは、電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）をいいます。
 - (2) 「業務規程等」とは、業務規程、業務規程細則、でんさいライト利用規程を総称していいます。
 - (3) 「業務規程」とは、でんさいネットが制定した業務規程をいいます。
 - (4) 「業務規程細則」とは、でんさいネットが制定した業務規程細則をいいます。
 - (5) 「でんさいライト利用規程」とは、でんさいネットが制定したでんさいライト利用規程をいいます。
 - (6) 「でんさい取引」とは、お客さまと当行を電子記録の請求の当事者とするでんさいにかかる割引その他の取引であって、当行がこの利用規定の適用を受けるものとして指定する取引をいいます。
 - (7) 「でんさい STATION」とは、当行の制定した「でんさい STATION 利用規定」に基づき、でんさいを利用することのできるウェブサイト・サービスをいいます。
 - (8) 「決済口座」とは、でんさいライトを利用するにあたり、口座間送金決済によりでんさいの決済代金を引き落としあるいは入金する、お客さまから届け出ていただく、当行所定の預金口座をいいます。
 - (9) 「手数料引落口座」とは、でんさい手数料の引落口座として、当行所定の手続により、お客さまから届け出ていただく当行所定の預金口座をいいます。ただし、当初申込時は決済口座と同一の口座とします。
- 2 この利用規定に特段の定めのない用語は、法ならびに業務規程等において定めるものと同様とします。

第2章 当行を窓口金融機関とするでんさいライトのサービス概要

(でんさいライトのサービス内容)

第3条

- 1 でんさいライトは、でんさいネットが直接運営および管理を行う、電子記録の請求および開示のためのインターネットサービスです。お客さまは、でんさいライトのウェブサイト
に直接アクセスし、でんさいネットに対して電子記録の請求に必要な事項を提供することによって、でんさいの発生記録、譲渡記録、支払等記録、変更記録、分割記録を請求することができます。
- 2 お客さまは、でんさいライトの申込みに当たり、でんさいの利用方法に応じ、以下のいずれかの利用方法を選択することができます。なお、でんさいライトにおいては、保証利用限定特約は締結できません。
 - (1) 支払側・受取側の両方で利用する場合：お客さまは、でんさいの債務者として、でんさいの発生記録請求を行うとともに、でんさいの債権者として、でんさいを受け取ることができます。
 - (2) 受取側のみで利用する場合：お客さまは、でんさいの債務者としてのでんさいの発生記録請求は行わないこととし、でんさいの債権者としてでんさいの受取りのみを行うことができます。この場合、債権者利用限定特約の締結の申込みをしていただきます。
- 3 前各項に定める他、でんさいライトのサービス内容は、でんさいネットが定める業務規程等によります。

(当行を窓口金融機関としてでんさいライトを利用する場合の特則)

第4条

- 1 当行を窓口金融機関としてでんさいライトを利用する場合、以下のお取引はできないものとします。
 - (1) 業務規程細則第31条に定める信託財産の受託者としての利用
 - (2) 債権者請求方式による発生記録請求
 - (3) 業務規程細則第32条の2に定める特定記録機関変更記録の請求または承諾
 - (4) 第2条「でんさい取引」の分類に該当する「担保」の差し入れ（譲渡担保）
- 2 お客さまは、お客さまご自身が直接電子記録の請求を行うでんさいライトの利用と並行して、当行を通じて電子記録の請求を行うでんさい STATION を利用することができます。この場合、でんさい STATION 利用規定に基づく利用契約の締結が必要になります。なお、同一の口座をそれぞれのサービスの決済口座とすることはできません。

第3章 でんさいライトの利用環境

(でんさいライトの利用可能時間等)

第5条

- 1 でんさいライトの利用可能時間は、でんさいライト利用規程に定められた業務時間とします。
- 2 当行窓口における、でんさいライトに関するお申し出、お問い合わせおよびご相談などの利用可能時間は、当行の窓口の営業時間とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、でんさいライトの利用可能時間帯であっても、第43条または第44条第4項に定める事由その他の事情により、でんさいライトの全部または一部が利用できない場合があります。
- 4 お客さまは、日本国内でのみでんさいライトを利用することができます。

(でんさいライトに係る手数料)

第6条

- 1 お客さまがでんさいライトを利用する場合、でんさいネット所定の手数料に加えて、当行所定の手数料をお支払いいただきます。当行所定の手数料は、当行のウェブサイト上でご案内します。
- 2 当行は、当行が定める場合を除き、でんさいライトに係る当行所定の手数料ならびにこれにかかる消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」といいます。）を通帳、払戻請求書、カードまたは小切手をお客さまからご提出いただくことなく、お客さまが届け出た決済口座または手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引き落とすものとします。
- 3 当行は、でんさいライトに係る当行所定の手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。また、今後提供するサービスの変更等に伴い、でんさいライトにかかる諸手数料を新設または改訂する場合、当行は、特段の規定のない限り、前項と同様の方法により、当該手数料を引き落とします。
- 4 お客さまがでんさいライトに関連して当行が提供する他のお取引をご利用いただく場合には、でんさいライトに係る手数料とは別に、当該お取引にかかる当行所定の費用をお支払いいただきます。

(利用環境)

第7条

- 1 でんさいライトを利用する際にお客さまが使用できる機器、インターネット・ブラウザおよびアプリケーションソフトは、でんさいネット所定のものに限りします。
- 2 お客さまは、でんさいライトを利用するにあたり、自らの責任と費用負担で必要となる機器（コンピュータ、通信機器、電話回線などを含みます。）およびインターネット・ブラウザなどを取得および設置するとともに、電話利用料金、専用回線使用料など、一切の費用を負担するものとします。

第4章 利用申込み・利用者登録

(利用対象者)

第8条

- 1 お客さまが支払側・受取側の両方の立場ででんさいライトを利用するためには、お客さまが次の各号のすべてに該当することを要します。
 - (1) 業務規程第12条第1項に規定される要件のすべてを満たすこと。
 - (2) 業務規程細則に定める信託財産の受託者としての利用でないこと。
 - (3) 決済口座として当行所定の口座を届け出ることおよび当該口座が有効に存続していること。
 - (4) 別紙1に定める表明保証に違反しないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、お客さまが利用者となることにより、電子記録債権制度の信用が害され、またはその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。
- 2 お客さまが受取側のみででんさいライトを利用する場合、お客さまが次の各号のすべてに該当することを要します。
 - (1) 業務規程第12条第2項に規定される債権者利用限定特約を締結するための要件のすべてを満たすこと。
 - (2) 業務規程細則に定める信託の受託者としての利用でないこと。
 - (3) 決済口座として当行所定の口座を届け出ることおよび当該口座が有効に存続していること。
 - (4) 別紙1に定める表明保証に違反しないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、お客さまが利用者となることにより、電子記録債権制度の信用が害され、またはその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。

(利用申込み)

第9条

- 1 お客さまが当行を窓口金融機関としてでんさいライトを利用することを希望されるときは、前条第1項または第2項の区分に応じて、この利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、でんさいネットのウェブサイト上ででんさいネット所定の「でんさいライト利用申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を入力し出力したうえ、申込書に当行所定の必要書類等を添えて、当行所定の方法により当行窓口に提出することにより、申し込むものとします。
- 2 前項に定める申込書において、「三菱UFJ銀行が定める利用規程」とあるのはこの利用規定を指すものとし、また、お客さまは、申込書における「利用区分」において、「発生記録(債権者請求方式)」の回答欄の「利用する」を選択することはできません。お客さまが「利用する」を選んだ場合でも、「利用しない」を選択されたものとして取り扱うもの

とします。

- 3 お客さまは、でんさいライトに使用する決済口座および手数料引落口座を当行に届け出るものとします。ただし、当該決済口座および手数料引落口座の種別、数および口座名義等には、当行所定の制限があります。なお、お客さまは、口座名義（カナ）が 30 文字を超える預金口座を決済口座として届け出た場合、口座名義（カナ）の上 30 桁が一致するときは、別途取扱中止の申し出がない限り、でんさいの口座間送金決済による振込か否かにかかわらず、全ての振込について当該預金口座をお客さまのものとみなして入金されることに異議を述べることはできません。この取り扱いについて紛議が生じた場合であっても当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負わないものとし、お客さまの責任において解決していただきます。
- 4 決済口座におけるお客さまの名称もしくは氏名等にでんさいネットが指定していない文字等が含まれている場合、でんさいネットが指定する文字に変更をお願いすることがあります。
- 5 お客さまは、でんさいライト利用申込時に、でんさいライトのご担当者を、申込書により届け出るものとします。

（申込書の再提出）

第 10 条 前条に基づいてお客さまから提出された申込書に不備があった場合には、当行はあらためて申込書の提出を依頼することができるものとします。なお、当初提出された不備申込書について、当行は当行の判断により、届出住所への返送、廃棄その他適宜の処理をすることができるものとします。また、申込書に加えられた必要事項以外の一切の追加、削除および修正等は無効とし、当行はかかる修正等がないものとして扱うことができるものとします。

（利用契約の成立）

第 11 条

- 1 当行は、第 9 条および前条に従いお客さまから利用契約の申込みを受けたときは、第 8 条第 1 項および第 2 項に定める区分に応じて当行所定の審査を行います。
- 2 前項の審査の結果、でんさいネットおよび当行がお客さまとの間で利用契約を締結するときは、でんさいネットはお客さまに対して、利用者番号、利用開始日その他業務規程等に定める事項をでんさいネット所定の方法により通知します。
- 3 前項の規定によりお客さまに通知した利用開始日に、でんさいネットとお客さまとの間で業務規程等を契約の内容とする利用契約および当行とお客さまとの間でこの利用規定を契約の内容とする利用契約がそれぞれ成立し、その効力を生ずるものとします。なお、お客さまが申込書で債権者利用限定特約の申込みをした場合、でんさいネットおよび当行は、お客様との間で、それぞれ債権者利用限定特約を締結し、債権者利用限定特約が付された利用契約が成立します。

- 4 お客さま（債権者利用限定特約を締結したお客さまを除きます。）は、利用契約の締結をもって、でんさいネットおよび当行との間で法第 62 条第 1 項に規定される口座間送金決済に関する契約を締結したものとします。

（利用契約成立後の利用方法変更）

第 12 条

- 1 支払側・受取側の両方の立場ででんさいライトを利用するお客さまが、受取側のみででんさいライトを利用することを希望されるときは、この利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、債権者利用限定特約の締結を希望する旨および必要事項を記入した当行所定のでんさい利用者情報変更依頼書（以下「変更依頼書」といいます。）に当行所定の必要書類等を添えて、当行窓口提出することにより、債権者利用限定特約の締結を申し込むものとします。
- 2 受取側のみででんさいライトを利用するお客さまが支払側・受取側の両方の立場ででんさいライトを利用することを希望されるときは、この利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、債権者利用限定特約の解約を希望する旨および必要事項を記入した変更依頼書に当行所定の必要書類等を添えて、当行窓口提出することにより、債権者利用限定特約の解約を申し込むものとします。
- 3 お客さまは、当行の手数料の引落口座の変更を希望される場合、当行所定の手続により、必要な書類を当行窓口提出することにより、当行の手数料の引落口座の変更を申し込むものとします。また、でんさいネットの手数料の引落口座の変更を希望される場合、でんさいネット所定の手続により、でんさいネットのコールセンターに照会のうえ、必要な書類をでんさいネットへ郵送することにより、でんさいネットの手数料の引落口座の変更を申し込むものとします。
- 4 お客さまは、当行所定の手続により、お客さま自身が直接電子記録の請求を行うでんさいライトから、当行を通じて電子記録の請求を行うでんさい STATION への切り替えを申し込むことができるものとします。この場合、当行が制定した「でんさい STATION 利用規定」に基づく当行所定の審査が必要となりますので、当行は、でんさい STATION への切り替えを保証するものではありません。当該審査の結果、当行がお客さまとの間ででんさい STATION 利用契約を締結するときは、でんさい STATION 利用規定に基づく方法により、お客さまに通知するものとします。

（変更の効力発生）

第 13 条

- 1 当行は、前条第 1 項または第 2 項に基づきお客さまから利用方法の変更の申込みを受けたときは、第 8 条第 1 項および第 2 項に基づき当行所定の審査を行います。
- 2 前項に定める審査の結果、当行が利用方法の変更を認めるときは、でんさいネットは、お客さまに対して、債権者利用限定特約を締結または解約する旨をその効力発生日に通

知します。

(利用期間)

第 14 条 でんさいライトの利用期間は、第 11 条に規定される利用開始日から 1 年間とし、期間満了後の翌日から 1 年間継続されるものとし、以後も同様とします。ただし、お客さまが第 18 条の規定に従って解約の申し出をした場合または第 19 条により解除された場合には、でんさいライトの利用期間は、第 20 条により契約終了の効力が生じる日までとします。

(利用者登録等)

第 15 条 第 11 条に従いでんさいネットおよび当行がお客さまとの間で利用契約を締結するときは、当行は遅滞なく、お客さまについて、でんさいネットの利用者データベースに利用者登録をします。

(届出事項の変更)

第 16 条

- 1 お客さまは、名称もしくは氏名、住所、決済口座等の利用者登録事項その他当行に届け出た事項に変更があるときは、直ちに、当行所定の方法により、でんさいネットおよび当行に変更内容を届け出なければならないものとします。
- 2 お客さまは、第 9 条に基づき届け出たご担当者に変更があるときまたはご担当者に関する登録内容に変更があるときは、速やかに、当行所定の変更手続を行わなければならないものとします。
- 3 お客さまがでんさいライト以外の当行との取引について当行に対して変更内容を届け出た場合であっても、別途でんさいライト所定の届出が必要となります。ただし、決済口座である預金口座の名義が変更されたときは、当行は、利用者登録における決済口座の名義ならびに利用者登録における名称または氏名も変更されたものとして取り扱うことができるものとします。
- 4 当行は、届出事項の変更を受け付けた場合には、遅滞なく、でんさいネットの利用者データベースの利用者登録事項を変更するものとし、当該変更は、当行所定の届出がなされ、でんさいネットにおいて変更登録処理が完了したときに、効力を生じるものとします。
- 5 でんさいネットおよび当行は、前項に定める変更登録処理が完了するまでの間、登録内容に変更がないものとして取り扱うこととし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、でんさいネットまたは当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、でんさいネットおよび当行は責任を負いません。
- 6 決済口座として届け出ている預金口座の解約は、当該決済口座にかかるでんさいの全部について支払等記録等がされ、消滅していることをお客さまの責任においてご確認のうえ、行ってください。でんさいの全部について支払等記録等がされず、消滅していない場

合に、決済口座として届け出ている預金口座を解約したときは、以後、でんさいの口座間送金決済における決済口座からの入金および支払ができないこととなり、お客さまを当事者とするでんさいが支払不能でんさいとされた場合であっても、当行は責任を負いません。

(通知)

第 17 条

- 1 当行は、でんさいライトに関して、業務規程等およびこの利用規定にもとづきお客さまに通知をするときは、申込書により届け出られたご担当者（登録後に変更があった場合は変更の届け出がなされたご担当者）の電子メールアドレス宛てに、電子メールにより通知するものとします。
- 2 前項に規定される方法による通知は、当行が通知を発信した時に、お客さまに到達したものとします。

第 5 章 利用契約の終了・承継

(お客さまによる利用契約の解約)

第 18 条

- 1 お客さまは、当行所定の解約手続を行うことにより、でんさいネットとの間の利用契約および当行との間の利用契約の解約の申出をすることができます。
- 2 お客さまは、でんさいネットとの間の利用契約のみ解約し当行との間の利用契約を維持すること、またはでんさいネットとの間の利用契約を維持し当行との間の利用契約のみを解約することはできません。

(でんさいネットおよび当行による利用契約の解除)

第 19 条

- 1 でんさいネットおよび当行は、業務規程第 16 条に定める利用契約の解除事由が生じたとき、またはお客さまについて次の各号に定めるいずれかの事由が生じたときは、利用契約を解除することができるものとし、この場合、当行がお客さまに対して、当行所定の内容および方法により、利用契約を解除したことを通知します。なお、でんさいネットとの間の利用契約および当行との間の利用契約が同時に解除されるものとします。
 - (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分または滞納処分を受けたとき。
 - (3) 決済口座が解約されたとき（強制解約を含みます。）。
 - (4) 資産、営業、信用等が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められるとき。

- (5) 住所変更の届け出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明になったとき。
 - (6) 長期間にわたりでんさいライトのご利用がないとき。
 - (7) 別紙 1 に定める表明保証に違反した場合。
 - (8) 前各号のほか、第 39 条第 1 項各号に該当する等、当行が不相当と認める行為をお客さまがしたとき。
- 2 前項に定める場合のほか、当行は、当行とお客さまとの間で別途定めた終了事由が生じたときにおいても、利用契約を解除することができるものとします。この場合、当行は、お客さまに対して、利用契約を解除した旨の通知をしないことができるものとします。当行とお客さまとの間で別途定めた終了事由による解除の場合においても、でんさいネットとの間の利用契約および当行との間の利用契約が同時に解除されるものとします。
- 3 当行が利用契約の解除通知をお客さまの届出住所への発送または電子メールアドレスに発信した場合において、その通知が延着しまたは到着しなかったとき（受領拒否の場合を含みます。）は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 4 当行およびでんさいネットは、本条による利用契約の解除によりお客さまに生じた損害または損失について、責任を負わないものとします。また、お客さまが別紙 1 に定める表明保証に違反したことを理由として、当行およびでんさいネットが利用契約を解除したことによりお客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは、当行およびでんさいネットになんらの請求をせず、また、当行またはでんさいネットに損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。

（解約または解除による契約終了の効力等）

第 20 条

- 1 前二条に基づき利用契約が終了する場合、でんさいネットが、お客さまを債務者もしくは譲渡保証記録における電子記録保証人または債権者とするでんさいのうち、当該利用契約にかかるでんさいの全部が消滅したことを支払等記録等によって確認した時に、契約終了の効力が生じるものとします。
- 2 第 18 条に基づきお客さまが解約を申し出た場合、または前条第 1 項に定める解除事由が生じたとでんさいネットもしくは窓口金融機関（当行以外の窓口金融機関を含みます。以下同じ。）が判断した場合、または前条第 1 項もしくは同条第 2 項に定める解除事由が生じたと当行が判断した場合には、お客さまは、当該時点以降、第 27 条第 2 項に定める範囲内でのみ、でんさいライトを利用することができるものとします。
- 3 お客さまは、第 1 項に従い利用契約の終了の効力が発生した場合、以後、60 日間は取引履歴等の確認が可能であることを除き、でんさいライトを利用することはできないものとし、また、第 33 条第 2 項に基づく開示の請求によらずに、でんさいライトにかかる従前の記録等を閲覧することはできません。

(他の取引への影響)

第 21 条 利用契約の終了に伴い、お客さまと当行との間のその他の商品、サービスまたはお取引に支障または不能等が生じた場合でも、当行は責任を負いません。お客さまが利用契約を解約するときは、当該解約がその他の商品、サービスまたはお取引に与える影響をお客さまの責任において事前に確認していただきます。

(債務者利用停止措置)

第 22 条

- 1 お客さまが支払側・受取側の両方の立場ででんさいライトを利用している場合において、業務規程第 18 条に定める事由が生じたとき、または第 28 条第 2 項または第 4 項に定める事項が遵守されないことが続くなど第 8 条第 1 項に定める利用対象者として当行が不適当と認めるときは、でんさいネットおよび当行は、債務者利用停止措置をすることができるとします。
- 2 前項の場合、でんさいネットおよび当行は、業務規程細則に定める債務者利用停止措置の期間が経過した後、債権者利用限定特約を締結した利用者（受取側のみで利用する利用者）として、取り扱うものとします。
- 3 お客さまは、業務規程細則に定める債務者利用停止措置の期間が経過した後、当行所定の方法により、当行に対して、債権者利用限定特約の解除を申し出ることができます。

(死亡した利用者の地位の承継)

第 23 条

- 1 個人であるお客さまが死亡した場合、相続人等の代表者は、遅滞なく、当行に対して、お客さまが死亡した旨を届け出なければならないものとします。この場合において、相続人等の代表者は、業務規程等で定めるところにより、当行所定の方法により、届出相続人が他の相続人等全員の同意を証する届出書を提出することにより、当行に対して、死亡したお客さまの地位を承継した旨を届け出ることができます。
- 2 前項の届出に際し、相続人等の代表者には、業務規程細則第 9 条に定める書類およびでんさいネットまたは当行所定の書類をご提出いただきます。
- 3 当行は、第 1 項に規定される地位承継の届出を受けた場合、相続人等の代表者について、第 8 条第 1 項または第 2 項の審査に準じた審査を行います。

(合併または会社分割による利用者の地位の承継)

第 24 条

- 1 合併または会社分割によりこの利用契約の地位を承継した者は、当行所定の方法により、遅滞なく、当行に対して、利用契約の地位を承継した旨を届け出なければならないものとします。

- 2 前項の届出に際し、利用契約の地位を承継した者は、でんさいネットおよび当行所定の書類をご提出いただきます。
- 3 当行は、前項の届出を受けた場合、利用契約の地位を承継した者について、第8条第1項または第2項の審査に準じた審査を行います。
- 4 お客さまは、利用契約の地位の承継にあたり、業務規程第19条第3項または第5項に定める請求制限等の取り扱いについて、異議を述べることはできません。

(破産手続開始等の届け出)

第25条 お客さまは、破産手続開始の決定その他業務規程細則で定める事由が生じた場合は、当行所定の方法により、遅滞なく、当行に対して、その旨を届け出なければならないものとします。

第6章 電子記録の請求

(電子記録の請求)

第26条

- 1 お客さまは、お客さまがでんさいライトのウェブサイトアクセスし、業務規程等の定めに従って、それぞれの電子記録の請求に必要な事項をでんさいネットに提供することにより、以下の電子記録の請求を行うことができるものとします。ただし、債権者利用限定特約を締結した場合、お客さまを債務者とする発生記録の請求はできません。
 - (1) 発生記録請求（でんさいライトの利用者を債務者とするでんさいの発生記録請求を行う場合、請求可能な債権金額は1円以上100万円以下に限られます。）
 - (2) 譲渡記録請求
 - (3) 支払等記録請求
 - (4) 変更記録請求（でんさいライトの利用者を債務者とするでんさいについて債権金額の変更記録請求を行う場合、変更後の債権金額は1円以上100万円以下に限られます。）
 - (5) 分割記録請求
- 2 お客さまによる電子記録の請求の内容および記録請求に際して提供された情報について、当行は責任を負いませんので、お客さまの責任において電子記録の請求をしてください。

(電子記録の請求を行えない場合)

第27条

- 1 業務規程等およびこの利用規定により、お客さまは、電子記録の請求をすることができない場合があります。
- 2 業務規程第22条第1項各号に該当する場合、お客さまは、業務規程で認められた範囲内において、電子記録の請求をすることができるものとします。また、第18条に基づきお

客さまが解約を申し出た場合、第 19 条第 1 項に定める解除事由が生じたとでんさいネットもしくは窓口金融機関が判断した場合、または第 19 条第 1 項もしくは同条第 2 項に定める解除事由が生じたと当行が判断した場合には、お客さまは、当該時点以降、発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録に限り、電子記録の請求をすることができるものとします。

第 7 章 でんさいの決済

(口座間送金決済)

第 28 条

- 1 でんさいの債務者であるお客さまによるでんさいに係る債務の支払は、当行を通じて、支払期日に債務者の決済口座から債権者の決済口座に、支払うべき金額を振り込むことにより行います。
- 2 でんさいの債務者であるお客さまは、支払期日の業務開始前までに、前項の支払うべき金額の資金を支払うべきでんさいの決済口座に入金するものとします。
- 3 当行は、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、支払期日に決済口座から資金を引き落としのうえ、債権者口座宛に振込通知の発信処理を行います。
- 4 同一の支払期日において、でんさいの債務者であるお客さまが決済口座として指定する預金口座から複数の引き落とし（でんさいに係る口座間送金決済による引き落としに限られません。）がある場合、当行が適当と認める順序方法により当該預金口座から引き落としを行うことができ、お客さまは、引き落としの順序方法について指定をすることはできません。また、お客さまは、当行が行った引き落としに対して異議を述べることはできず、本取扱いを踏まえ、お客さまの責任において、支払期日に支払うべき金額の資金をでんさいの決済口座として指定する預金口座に入金するものとします。
- 5 当行は、でんさいネットから通知を受けた決済情報に基づき口座間送金決済を行うものとし、次の各号に定める事由によりお客さまに生じた損害について、責任を負いません。
 - (1) でんさいネットから、業務規程細則にもとづく通知日に決済情報の通知がなされなかったことにより、口座間送金決済を行わなかったとき。
 - (2) 業務規程第 42 条ただし書きで定める場合に、口座間送金決済を行わなかったとき。
 - (3) でんさいネットからの業務規程細則にもとづく通知日以降に、債権者または債務者が決済口座の変更手続きをしたことにより、支払期日に変更前の決済口座で、口座間送金決済が行えなかったとき。
 - (4) 業務規程第 44 条に定める口座間送金決済の中止の事由が発生した場合において、当行が口座間送金決済の中止のために合理的に必要と認める時限までに、お客さまからの口座間送金決済の中止の申し出またはでんさいネットからの口座間送金決済中止の

通知がなされなかったこと等により、口座間送金決済がされたときまたは口座間送金決済がされなかったとき。

- 6 当行は、債務者の口座から引き落としを行った場合において口座間送金決済が成立しなかったときは、お客さまに連絡することなく、債務者の決済口座から引き落とした資金を債務者の決済口座に入金します。

(口座間送金決済の中止の申し出)

第 29 条 お客さまは、業務規程第 44 条に規定される場合には、当行所定の期間・方法により、当行に対して、口座間送金決済の中止に関する申し出をすることができます。

(支払不能)

第 30 条

- 1 当行は、業務規程等に定める事由により、でんさいの支払期日に口座間送金決済による支払がされなかった場合（支払期日の 3 銀行営業日前までに当該でんさいに支払等記録がされた場合または強制執行等の記録がされた場合を除きます。）には、理由のいかんを問わず業務規程細則に定める支払不能事由が生じたものとして、でんさいネットに通知することができるものとします。
- 2 お客さまは、業務規程等にもとづき、当行を通じて、でんさいネットに対して、支払不能情報の内容を照会することができます。この場合、お客さまは、でんさいネットおよび当行所定の書面および本人確認に必要な資料を当行にご提出いただきます。

(異議申立)

第 31 条

- 1 お客さまは、業務規程等に従い支払不能に関する異議申立をすることができる場合、当行所定の期間・方法により申し出をすることにより、当該異議申立をすることができます。この場合、お客さまは、当行所定の期日までに、当行に異議申立預託金を預け入れていただきます。
- 2 お客さまは、業務規程等に定める異議申立の特例が認められる場合には、当行所定の方法により、でんさいネットに対して、異議申立にあわせて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができるものとします。

(強制執行の送達を受けた旨の申し出)

第 32 条

- 1 お客さまは、法令または最高裁判所規則に基づくでんさいに関する強制執行、滞納処分その他処分の制限にかかる書類の送達を受けたときは、速やかに、当行に対して、その旨および送達を受けた日を申し出なければならないものとします。
- 2 お客さまは、前項に規定される書類の送達を受けたときは、当行所定の方法により、前項

の申し出とは別に、第 29 条に定める口座間送金決済の中止の申し出をしていただきます。

第 8 章 開示

(開示請求)

第 33 条

- 1 お客さまは、業務規程等およびこの利用規定に従い、でんさいネットの提供するでんさいライトのウェブサイト画面上において、でんさいネットに対して、業務規程細則第 1 条第 8 号に定める最新債権情報開示および定例発行方式の残高証明書の発行請求をすることができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、お客さまが書面により業務規程細則に定める通常開示または特例開示およびその他の開示請求を行う場合、でんさいネットおよび当行所定の書面等を当行にご提出いただきます。

第 9 章 でんさい取引

(でんさい取引の申込み)

第 34 条

- 1 お客さまがでんさい取引の開始を希望されるときは、でんさいライトの利用申込みとは別に、当行所定の契約を締結し、または当行所定の手続を行う必要があります。
- 2 第 42 条第 1 項にもとづきお客さまが電子記録の請求に際してでんさいネットに提供した情報を当行がでんさいネットから提供を受けることは、お客さまに対して、でんさい取引の履行を保証するものではありません。

(債権適格)

- 第 35 条 お客さまとの間ででんさい取引を行うことのできるでんさいは、当行所定の要件を満たすものに限ります。

(でんさい取引にかかる電子記録の請求)

第 36 条

- 1 お客さまが個別のでんさい取引を希望するときは、当行所定の書面を当行窓口に提出するものとします。
- 2 でんさい取引が成立し、お客さまを譲渡人、当行または当行の指定する者を譲受人とするでんさいの譲渡にかかる譲渡記録を請求する場合、お客さまは、当行に対して、譲渡記録を請求する権限を付与していただきます。当行は、かかる権限付与に基づき、電子記録義

務者の代理人および電子記録権利者の復代理人として、譲渡記録の請求その他必要な電子記録の請求を行います。

- 3 でんさい取引に関してお客さまが当行の承諾なく行った電子記録の請求は効力を有しないものとし、当行は、当該電子記録の削除を目的とする変更記録の請求、お客さまへの譲渡記録の請求等必要な措置を講じることができるものとします。

(買戻しの電子記録の請求)

第 37 条 お客さまと当行とのでんさい取引に関して、お客さまがでんさいの買戻しを申し込んだ場合または銀行取引約定書その他お客さまとの約定によりでんさいの買戻しが行われた場合、当行は、当該でんさいの買戻しにかかる当行所定の条件が満たされた後に、お客さまに対するでんさいの譲渡記録を行います。この場合、譲渡保証にかかる保証記録は行いません。

第 10 章 雑則

(本人確認・意思表示)

第 38 条

- 1 お客さまは、でんさいライトのお申込み時に、当行に対し「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成十九年法律第二十二号)に基づく、当行によるお取引時確認にご協力いただくものとします。
- 2 でんさいライトをご利用するにあたり、書面での請求が必要になる場合、お客さまは当該届出または請求等の内容に応じて当行が定める印鑑を申込書または請求書等の書面に押捺いただきます。
当行は、当該書面の提出により、お客さまの意思表示がなされたものとして取り扱うこととし、お客さまは、かかる取扱いについて、異議を申し立てることはできません。なお、当行は、お客さまが書面に押捺された印影を、あらかじめお客さまが当行に届け出ている印影または印鑑証明書の印影と相当の注意をもって照合することにより、本人確認を行います。
- 3 当行が前各項の方法に従って本人確認を行い、でんさいライトにかかるサービスを提供したときは、お客さまの印影および印鑑証明書につき不正使用その他の事故があっても、当行が当該利用を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(禁止行為および損害賠償など)

第 39 条

- 1 お客さまは、でんさいライトを利用するにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとし、お客さまがでんさいライトの利用に関連して次の各号のいずれかの行為を行いまたは行うおそれがあるとでんさいネットまたは当行が判断した場合には、でんさいネットおよび当行は、お客さまに対して、でんさいライトの利用停止、解除その他の適切な措置を講じることができるものとします。
 - (1) 業務規程等またはこの利用規定に反する行為
 - (2) 法令、条例または公序良俗に反する行為
 - (3) 他人のログイン情報等もしくはその他の情報を不正に取得もしくは使用する行為、またはその他の不正アクセス行為
 - (4) でんさいライトの運営その他当行の営業を妨害する行為、でんさいネットもしくは当行の権利または財産（知的財産権を含みます。以下同じ。）を侵害する行為、でんさいライトまたはでんさいネットもしくは当行の名誉もしくは信用を毀損する行為、当行になりすます行為、その他態様の如何を問わずでんさいネットまたは当行に不当な不利益を与える行為
 - (5) 他人の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為、他人の営業もしくはサイト運営などを妨害する行為、他人の名誉もしくは信用を毀損する行為、他人になりすます行為、その他態様の如何を問わず他人に不当な不利益を与える行為
 - (6) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる第三者のウェブサイトへリンクを張る行為
 - (7) 日本国外からのでんさいライトの利用
 - (8) 前各号の他、合理的な理由により当行が不相当と判断した行為
- 2 お客さまは、前項各号に該当する行為その他の故意または過失行為によってでんさいネットまたは当行に直接または間接に損害を与えた場合には、でんさいネットおよび当行が被った損害を賠償するものとします。また、お客さまがかかる行為によって第三者に損害を与え、または第三者との間に紛争を生じた場合、お客さまは、自己の責任と費用負担において、これを処理し、解決するものとします。

（ログイン情報の取扱い）

第 40 条

- 1 お客さまは、利用者 ID、パスワード、電子証明書および秘密鍵等（以下「ログイン情報等」といいます。）を、業務規程等およびこの利用規定の定めに従い、自らの責任において管理するものとします。
- 2 お客さまによるログイン情報等の使用上の過誤、管理不十分および第三者による偽造、変造、盗用、不正使用などに起因する損害については、でんさいネットおよび当行は、一切の責任を負わないものとします。
- 3 ログイン情報等について偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合には、お客さまの判断と責任において、でんさいネット所定の方法により、パスワードの変

更および利用の一時停止等の措置を講じてください。お客さまがかかる措置を講じなかったことによって生じた損害について、でんさいネットおよび当行は一切責任を負いません。

(機密保持)

第 41 条 お客さまは、法令により開示を要求された場合および既に公知になっているものを除き、でんさいライトの利用または提供によって知り得たでんさいネットおよび当行のいかなる情報も漏洩してはならないものとします。

(お客さまの情報の利用)

第 42 条

- 1 お客さまがでんさいライトのウェブサイト上ででんさいネットに提供した情報は、でんさいネットから当行に提供されます。
- 2 でんさいネットおよび当行は、お客さまから取得する情報および前項により当行がでんさいネットから提供を受けた情報について、「利用者情報のお取扱いに関する同意書」においてお客さまから同意を得た目的および範囲で利用し、また、かかる同意書においてお客さまから同意を得た第三者に対して開示します。

(でんさいライトの停止および廃止)

第 43 条

- 1 でんさいライトに関する技術上の理由または当行の業務上の理由に基づき、でんさいライトの情報更新機能が停止されること、またはでんさいライトの機能の全部または一部が制限、停止もしくは廃止されることがあることをお客さまは了承します。
- 2 前項のほか、当行がセキュリティ、保守その他の理由から必要と判断する場合、当行は、お客さまに事前に当行ウェブサイトまたは電子メールで通知した上で（ただし、緊急の場合には、事前通知を要しないものとします。）、でんさいライトの全部または一部を制限または停止することがあることをお客さまは了承します。

(免責事項)

第 44 条

- 1 でんさいネットおよび当行は、次の各号に定める事項について、その完全性、正確性、適時性、妥当性、速報性、信頼性、合目的性、有用性、商品性もしくはコンピュータ・ウィルスの感染の有無、アクセス可能性およびデータ損失などの不利益、知的財産権の不侵害、または第三者による債務の履行もしくは無瑕疵、その他いかなる保証も行わず、これらに関する担保責任も負いません。また、お客さまから送信されたファイルにウィルスが検知された場合には、当該ファイルを利用した記録の請求、開示その他の手続は行えません。
- (1) でんさいライトを通じて閲覧できる情報（お客さま自身の情報、お客さまが自ら送信

した情報、およびでんさいネットまたは当行がお客さまに提供した情報をすべて含みます。)

(2) でんさいライトの利用によって入手されたデータ。

(3) でんさいライトのウェブサイトにおける第三者のウェブサイトへのリンクまたは第三者の提供する商品、サービスもしくは権利（以下、総称して「コンテンツなど」といいます。）など。

2 でんさいネットおよび当行は、でんさいライトの性能、コンテンツなどの正確性ならびにでんさいライトの利用による特定の成果および効果を保証しません。

3 お客さまのでんさいライトのコンテンツなどを信頼するか否か、取引などを行うか否かの判断は、自己責任によるものです。でんさいネットおよび当行は、お客さまがコンテンツなどをもとにして行った投資、売買、借入、その他一切の取引または事業などの結果について一切責任を負いません。

4 でんさいネットおよび当行は、次の各号に定める事由により生じたでんさいライトの誤作動、電子記録の請求もしくはその受付またはお客さまに対する通知等の処理の遅延、機能の全部または一部の使用不能・停止（でんさいライトのウェブサイトからの表示情報の取得の不能、表示情報の一覧表示の不能、表示情報の誤謬・脱逸など、でんさいライトへのアクセスの不能を含みます。）、またはログイン情報等の漏洩、その他お客さまに生じた一切の損害につき、不法行為責任、債務不履行責任、担保責任その他一切の責任を負いません。

(1) 災害・事変、当行の責めに帰すことのできない行政官庁の処分または裁判所など公的機関の措置その他のやむを得ない事由。

(2) 通信経路における通信機器、回線、インターネット、コンピュータなどの障害または盗聴による情報の漏洩。ただし、当行が相当のシステム安全対策を講じていなかった場合はこの限りではありません。

(3) お客さまが管理する端末の不正使用、もしくは当行取引情報、ログイン情報等または印影の偽造、変造、盗用、または不正使用など。

(4) でんさいライトのシステム障害。ただし、当行の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

(5) その他、当行が相当な手段を尽くしても避けることのできないでんさいライトの瑕疵その他の事由。

5 当行は、でんさいライトの内容または機能の追加、変更、削除、部分改廃、中断または停止などにより、お客さまにデータ送信の遅延、情報の滅失または損壊その他いかなる損害が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

（業務規程等またはこの利用規定の変更）

第 45 条

1 でんさいネットは、業務規程等に定める方法により、業務規程等を改正することができる

ものとします。

- 2 当行は、お客さまの担当者の登録された電子メールアドレスへの通知または当行のウェブサイト上に掲載すること等により、でんさいライトの変更内容を連絡する措置を講じ、当該措置から合理的期間が経過した後に、この利用規定を変更することができるものとします。
- 3 でんさいネットおよび当行は、前各項による改正または変更後は、お客さまとの間の利用契約が変更されたものとして、当該改正または変更後の内容に従い、でんさいライトの提供を行うものとします。

(他の規定との関係)

第 46 条

- 1 でんさいライトに関する事項でこの利用規定に定めのない事項は、業務規程等の規定が適用されるものとし、業務規程等に定めのない事項については、当行とお客さまとの間で適用のある関連諸規定が適用されるものとします。なお、この利用規定は、業務規程等が認める範囲内で、でんさいの記録の請求、開示および照会その他の手続等について限定を加える定めをしており、その定めは業務規程等に優先します。
- 2 でんさい取引についてこの利用規定に定めのない事項は、銀行取引約定書または当行がお客さまとの間で締結している個別取引契約の定めに従うものとします。
- 3 口座間送金決済についてこの利用規定に定めのない事項は、振込規定その他当行所定の規定に従うものとします。

(準拠法および管轄)

第 47 条

- 1 この利用規定およびお客さまとの間の利用契約の成立、効力、履行および解釈は、すべて日本法に準拠し、日本法が適用されるものとします。
- 2 当行とお客さまとの間の利用契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

(2024 年 11 月 制定)

(2025 年 3 月 改定)

別紙 1 反社会的勢力にかかる表明保証

(1) お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当するいずれの行為も行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他上記①から④までに準ずる行為